

地球温暖化問題

－ポスト京都の将来枠組みをめぐる動向－

中 村 邦 広

はじめに

地球温暖化問題は、平成17(2005)年7月に英国のグレンイーグルスで開催されたG8サミットでも主要議題となるなど、国際社会の大きなテーマとなっている。そうした中、焦点となっているのが、2012年に終了する京都議定書⁽¹⁾の後の将来的な温暖化対策の枠組み(以下「ポスト京都」⁽²⁾)という。)である。

このポスト京都については、2005年から議論が開始されているが、各国の意見に大きな隔たりがあり、国際的な合意に至るまでには相当な期間を要すると想定されている。こうした中、京都議定書の誕生の地である我が国には、国際的なリーダーシップの発揮が求められている。

本稿では、まず現行の京都議定書の内容を確認し、次に2005年11月から12月にかけてカナダで開催された地球温暖化対策の国際会議における主要国の主張等を紹介することにより、ポ

スト京都の議論を概観することとしたい。

I 京都議定書の概要

1 京都議定書の原則

ポスト京都の議論の前提として、まず、京都議定書の内容を確認しておきたい。京都議定書は、先進国に対し、2008年から2012年(第一約束期間)における温室効果ガスの排出を1990年比で5.2%(日本6%、米国7%、EU8%等)削減することを義務付けている⁽³⁾(表1)。

周知のとおり、地球温暖化問題に関しては、「原因は産業革命後の二酸化炭素の急増にあり、その排出源であった先進国が第一義的に責任を負うべき」という国際的な共通認識がある。そうしたことから、京都議定書は、「共通だが差異のある責任」⁽⁴⁾の原則を採用し、途上国に対しては削減義務を課していない。

表1 京都議定書の削減目標等

○ 対象ガス	： 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC(ハイドロフルカーボン) PFC(パーフルオロカーボン)、SF6(六フッ化硫黄)
○ 基準年	： 1990年(HFC、PFC、SF6は、1995年としてもよい)
○ 目標期間	： 2008年から2012年(第一約束期間) 第一約束期間終了後の枠組みは2005年から検討を開始(京都議定書第3条9)
○ 目標	： 各国毎の目標→日本△6%、米国△7%、EU△8%等 先進国全体で少なくとも5%削減を目指す。

(出典) 環境省資料 <<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/gaiyok.pdf>> から抜粋

(1) 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書(平成17年条約第1号)

(2) 「ビヨンド京都」(Beyond Kyoto)とも言われる。

(3) わが国の排出量(2004年度)は、90年比で7.4%増加しており、削減目標の達成は容易ではない。

(4) 1992年地球サミットで採択された「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言」に初めて盛り込まれた地球環境問題に関する原則(同宣言第7原則)。地球環境問題は全人類的な課題であるが、その原因の大きな部分が主要国にある場合には、問題に対する責任を先進国と途上国が共通に負うが、両者に程度の差を認めるという考え方。(外務省ウェブサイト「用語集 持続可能な開発 早わかり」)<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyowssd/yogo.html>>(Last access 2006.1.5)以下、インターネット情報は、すべて2006年1月5日現在である。

2 京都議定書体制の問題点

現行の京都議定書体制は、ポスト京都の議論にも関わる問題を含んでいる。

まず第一に、世界最大の二酸化炭素排出国である米国（2002年の世界の排出量の23.9%）が経済への悪影響や途上国の排出削減免除を理由に議定書に参加していないことであり⁽⁵⁾、第二に、米国に次ぐ排出大国の中国（同14.5%）や第五位のインド（同4.4%）が途上国に分類され、削減義務から除外⁽⁶⁾されていることである（表2）。すなわち、京都議定書では、二酸化炭素排出量で見れば、世界の排出量の三分の一にあたる国が排出削減を義務付けられているに過ぎない。

表2 世界の二酸化炭素排出上位7カ国（2002年）

順位	国名	世界全体に占める割合
1	アメリカ	23.9%
2	中国	14.5%
3	ロシア	6.4%
4	日本	4.9%
5	インド	4.4%
6	ドイツ	3.5%
7	イギリス	2.3%

* E U（15カ国）は13.6%
 （出典）『EDMC/エネルギー・経済統計要覧2005年版』
 p.217（一部省略）

こうした状況のなか、E Uや我が国が議定書を遵守しても、地球温暖化を止めることはできないとの懸念がある。そのため、2013年以降のポスト京都の枠組みに、米国や中国・インドの参加を得られるかどうか、大きなポイントとなっている。

II ポスト京都の議論

1 ポスト京都の論点

ポスト京都の議論は、地球温暖化問題の特質を考慮すると「地球益」、「人類益」といった観点から進められるべきものと考えられる。しかし、実際には「国益」に関わる問題として捉えられており、また「南北問題」の様相も呈している。

ポスト京都で対立軸となっているのは、主として次の3点である。

- 2013年以降の枠組みも現行の京都議定書のように削減目標を定めるか否か
- 京都議定書とは異なる全く新しいアプローチを構築するか否か
- 枠組みの対象に途上国を含めるか否か

これらの点に関する主要国の基本的な認識は、下記の表のとおりである。

	京都議定書上の規定	ポスト京都についての立場
E U	温室効果ガス90年比で8%削減	地球温暖化には地球規模での対応が必要。先進国は2020年までに90年比で15～30%削減。途上国も能力に応じて参加。
日本	同 6%削減	地球温暖化には地球規模での対応が必要。すべての国が参加できる共通のルールを構築。
米国	議定書離脱（2001年3月）	削減義務を課す京都議定書方式に反対。技術開発や国際協力の推進を重点に置くべき ⁽⁷⁾ 。
途上国	削減義務なし	先進国の温室効果ガス排出削減が先決。削減約束には応じられない。

(5) 2001年3月28日、ブッシュ政権は京都議定書の不支持を発表。その主な理由として、上院で1997年7月に「議定書に米国は参加すべきでない」との決議が採択されたこと、途上国に削減義務がないのは不公平であること、国内の経済に悪影響があること、を挙げている。ホワイトハウスのウェブサイト内 press release 参照。

<<http://www.whitehouse.gov/news/briefings/20010328.html#KyotoTreaty>>

(6) 中国とインドは、京都議定書で削減義務がない非附属書I国に分類されている。しかし、2001年のIPCC（気候変動に関する政府間パネル）第三次報告は、中国・インドを含めた途上国の温室効果ガス排出量が、将来的には先進国を上回ると指摘している。また、インドは間もなく日本を抜くといわれている。

2 議論の開始

冒頭で述べたとおり、ポスト京都については2005年から検討が開始された⁽⁸⁾。しかし、米国が将来枠組みにつながる議論には応じられないとのスタンスをとっており、早くから、2005年内の「ポスト京都の制度設計の交渉」は難しいとみられていた。

そのため、2005年に開催された気候変動枠組条約⁽⁹⁾と京都議定書の締約国会議（次章参照）では、まず、「将来枠組みの議論の場」を設けられるかどうか、最大の争点となった⁽¹⁰⁾。

Ⅲ モントリオールにおける締約国会議等の概要

2005年11月28日から12月9日にかけて、カナダのモントリオールで、「気候変動枠組条約第11回締約国会議」⁽¹¹⁾と「京都議定書第1回締約国会合」⁽¹²⁾が同時並行で開催された。

この両会議は、それぞれ2005年2月に京都議定書が発効してから初めての締約国会議であり、歴史的な会議と位置づけられている。両会議には各国政府・地域代表団、関係国際機関、NGO、

研究者など1万人弱が参加し、地球温暖化関係では過去最大の国際会議となった。

1 気候変動枠組条約締約国会議・京都議定書締約国会合の概要

ポスト京都についての議論は、まず、気候変動枠組条約締約国会議（以下「COP」という。）と京都議定書締約国会合（以下「COP/MOP」という。）のそれぞれで各論が討議され、COP及びCOP/MOP合同のハイレベルセグメント（閣僚級）会合において、各国代表団からポスト京都に関する総論的な意見表明があった。

両会議の要点としては、次の2点があげられる。

一つは、各国が最終的には「将来に向けた話し合いを開始すること」で合意に達したことである。この「話し合い」については、気候変動枠組条約の枠内で行われる「各国の対話」と、京都議定書に基づく「検討」がある（次項以下を参照）。

その一方で、両会議では、前述した各国・地域間の対立構図も明確に現れた。すべての国が参加する将来枠組みの議論の早期開始を目指すEUや日本、これを回避したい米国、先進国の

(7) 米国は、オーストラリア（議定書未批准）、中国、インド、韓国、日本とともに「クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ」を設立。環境汚染、エネルギー安全保障、気候変動問題に対処するために、アジア太平洋地域で省エネ、再生可能エネルギー分野の技術協力を推進することを目的としている。ただし、あくまで京都議定書を補完するものとの位置づけである。

(8) 京都議定書第3条9は、2008年から2012年の目標期間（第一約束期間）以降の将来枠組みについて、「第一約束期間の終期の7年前」すなわち、2005年から検討を開始する旨を規定している。

(9) 気候変動に関する国際連合枠組条約（平成6年条約第6号）。京都議定書のいわば親条約にあたる。京都議定書は、同条約の具体的実施方策を定めたものである。

(10) 気候変動枠組条約の政府専門家セミナー（2005年5月）等でも非公式の意見交換が行われた。そして、2005年の締約国会議でポスト京都の将来枠組みの議論を議題として取り上げることが、締約国会議に向けた閣僚準備会合（2005年9月）で確認された。

(11) 同会議では、ポスト京都のほか、京都議定書を具体的に実施するためのルールも議論となった。その結果、先進国が議定書の削減目標を遵守できなかった場合のペナルティ、排出権取引（先進国同士が排出枠を取引する仕組み）の手続きなど、議定書の実施に関する「マラケシュ合意」が正式に採択された。そのほか、CDM事業（先進国の途上国における温室効果ガス削減事業を、自国の削減とみなす仕組み）の本格実施に向けた手続き改善なども決まった。

(12) 同会合では、温暖化による海面水位上昇等の影響への対応策をまとめた「適用5ヵ年作業計画」が採択された。

みを対象とする将来枠組みの議論の開始を求め、途上国との間で、激しい対立があった。

2 気候変動枠組条約締約国会議での議論

(1) 議論の概要

COP では、「気候変動枠組条約に基づく将来の取組み」が話し合われた。ここでは、米国の動向に焦点が集まった。

まず、COP 議長（S.ディオン・カナダ環境大臣）が議長案「長期の共同行動の議論のためのプロセスについての決定」⁽¹³⁾ を提示した。この案は、気候変動枠組条約のもとでの「長期的な協力行動」に向けた議論を開始するとの内容であり、主として下記の項目が盛り込まれている。

- 「長期的な協力行動」に関する議論は、2007年の COP13 までに結論を出す。
- この議論は、すべての締約国に開かれたワークショップにおいて行われる。
- ワークショップは、附属書 I 国（先進国）と非附属書 I 国（途上国）からそれぞれ 1 名（計 2 名）の共同進行で進められる。
- 事務局は、各国に対し、2006年 5 月15日までに長期的な協力行動に関する見解を提出するよう要請し、その結果を第一回のワークショップに報告する。

これに対し、米国は、将来の交渉やコミットにつながる議論にはすべて反対するとの強硬姿勢をとった。そして議論が紛糾するなか、以下の方向で調整が図られた。

- ・「議論：discussion」という文言を「対話：dialog」に修正すること

・この対話に関して「将来の交渉、コミット、手順、枠組み、マンデート（決定）に影響を与えない」「新しいコミットを引き出すものではない」という文脈を挿入することさらに、対話の内容として、「途上国の自主的な取組を支援するアプローチ」や「途上国のクリーン技術へのアクセス強化の手段・方策」等の文脈が挿入され、全体的に「将来枠組み」のニュアンスが弱められた。

(2) 合意の概要

以上のような経緯を経て、「長期的な協力行動に関する対話」（モントリオール行動計画）⁽¹⁴⁾ が採択された。モントリオール行動計画は、米国を含む全ての国の参加の下、対話の具体的テーマ、手順を定め、その結果を COP に報告すること等を規定している。モントリオール行動計画の要旨を以下に示す⁽¹⁵⁾。

- 京都議定書未批准国の米国や削減義務のない途上国も含めた全ての国の参加の下、将来の対話を行う場の設定
- COP の指揮の下で先進国 1 名、途上国 1 名の共同議長による最大 4 回のワークショップを開催
- 対話の結果の第12回締約国会議（COP12：2006年）、COP13（2007）への報告
- 2006年 4 月15日までに各国の考えを提出して対話を開始することなど具体的作業手順とプロセスで合意
- この対話は将来の交渉、約束、プロセス、枠組み、マンデート（決定）などの予断を持たずに開催

(13) Draft decision on a process for discussions on long-term cooperative action to address climate change Proposal by the President <<http://unfccc.int/resource/docs/2005/cop11/eng/crp01.pdf>>

(14) Decision -/CP.11 Dialogue on long-term cooperative action to address climate change by enhancing implementation of the Convention <http://unfccc.int/files/meetings/cop_11/application/pdf/cop11_00_dialogue_on_long-term_coop_action.pdf>

(15) 日本政府代表団資料 <<http://www.env.go.jp/earth/cop/cop11/hyoka.pdf>> から抜粋

3 京都議定書締約国会合での議論

(1) 議論の概要

一方、COP/MOP では、「京都議定書第 3 条 9 に基づく検討」⁽¹⁶⁾ が話し合われた。

ここでは、日本、E U、G77+中国（途上国と中国の交渉グループ）が意見文書⁽¹⁷⁾を提出したが（表 3）、やはり先進国（米国⁽¹⁸⁾を除く）と途上国の意見の対立が表面化している。

途上国は、2008年までに先進国の次期数値目標を決定するよう主張した。これに対し、先進国側は、議定書第 3 条 9 の検討とあわせて、「すべての国が参加する将来枠組みの議論も必

要」として、合意文書案で議定書第 9 条⁽¹⁹⁾にも言及するよう求めた。

(2) 合意の概要

議論は最終日までもつれたが、各国は、議定書第 3 条 9 について、先進国の次期約束の検討を2006年5月の作業部会で開始することで合意した。また、先進国が主張していた議定書第 9 条については、議定書第 3 条 9 関係の決定文書で言及されなかったが、議長総括の中で「気候変動枠組条約の見直しと連動した京都議定書の見直しを COP/MOP2 で行うことを定めた議定書第 9 条に基づき、各国は関連の情報と意見

表 3 意見文書にみる各国の見解（要旨）

	日 本	E U	途 上 国
① 検討の開始	附属書 I 国の2012年以降の削減約束について検討を開始する。	附属書 I 国の議定書第 3 条 9 を踏まえたコミットの検討を開始する。	附属書 B（先進国の数値目標を規定）の改正により、先進国の2012年以降の更なるコミットの検討に着手する。
② 検討の方法	—	議定書第 3 条 9 に関する事項の検討のための作業部会を設置する。	検討のためのアドホックグループを設置する。
② 検討の時期	議定書締約国は全ての締約国が参加できる将来枠組みの構築を見据えて、議定書第 9 条に基づく議定書の再評価を COP12（2006年11月）に提出する。	締約国は、締約国会議24回補助会合（SB24：2006年5月）期間中に、検討を行うための文書を提出する。	アドホックグループは検討状況を COP/MOP2、COP/MOP3 に報告、検討成果の2008年の COP/MOP4 での採択を目指す。
③ 将来枠組みの内容		<ul style="list-style-type: none"> ・温暖化対策や持続可能な発展の促進等には、地球規模での対応が必要である。 ・議定書締約国は議定書 9 条に基づき京都議定書に関する再評価を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・温暖化問題には先進国が率先して対応する。 ・共通だが差異のある責任等に基づき、途上国には新たな約束を課すべきではない。
④ 温暖化の現状認識	<ul style="list-style-type: none"> ・附属書 I 国の世界の排出量に占める割合は減少している。 ・一方、非附属書 I 国（途上国）の排出量は急増している。 	附属書 I 国の排出量は2003年に90年比5.9%減少している（注：ロシアなど市場経済移行国を含む。）。	<ul style="list-style-type: none"> ・先進国の排出量は90年比で増加している。 ・従って先進国は議定書の目標を遵守すべきである。

（出典）注(7)に記載した各意見文書をもとに作成

(16) 注(8)で既に示したとおり、京都議定書第 3 条 9 とは、「附属書 I 国（先進国・市場経済移行国）の2012年以降の将来約束を、2005年から開始する」旨を規定するものである。

(17) 日本の意見文書（FCCC/KP/CMP/2005/CRP.3）

<<http://unfccc.int/resource/docs/2005/cmp1/eng/crp03.pdf>>

E Uの意見文書（FCCC/KP/CMP/2005/CRP.2）

<<http://unfccc.int/resource/docs/2005/cmp1/eng/crp02.pdf>>

G77+中国の意見文書（FCCC/KP/CMP/2005/CRP.1）

<<http://unfccc.int/resource/docs/2005/cmp1/eng/crp01.pdf>>

(18) 米国は、京都議定書には参加していないため、COP/MOP の議論には加わっていない。COP/MOP の決定事項は、議定書締約国のみを拘束するというのが米国の立場である。

(19) 議定書第 9 条は、京都議定書の再評価を COP/MOP2 で実施するという趣旨の条項である。米国や途上国を含めた全ての国が参加する枠組みの議論の開始の入り口となる。

を2006年9月1日までに提出する。」と記述された。

COP/MOPにおける京都議定書第3条9に関する決定⁽²⁰⁾の要旨⁽²¹⁾は、以下のとおりである。

- 附属書 I 国（議定書締結の先進国及び市場経済移行国）の更なる削減約束に関する検討を開始する。
- この検討は、期限制約のない（open-ended）作業部会において行い、COP/MOP で進捗状況を報告する。

○ 2006年5月のSB（補助機関会合）と並行して開催される第一回の作業部会で議論を開始する。

○ 第一約束期間と第二約束期間の空白を生じないようなタイミングで出来るだけ速やかに結論を目指す。

4 閣僚級会合での主な発言

COP 及び COP/MOP 合同のハイレベルセグメント（閣僚級）会合では、各国の閣僚・代表団のトップが発言した（表4）。このなかで、わが国やEUは、先進国の取組推進と途上国の

表4 閣僚級会合での主要国の主な発言（要旨）

(米国) ポーラ・ドブリアン スキー国務次官 ⁽²²⁾ (地球規模問題担当)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動枠組条約の究極の目的（大気中の温室効果ガスの安定化）が、米国の対策の根拠となっている。 ・ 気候変動対策は、経済成長、貧困撲滅、エネルギー安全保障と統合して、その成果をあげることができる。 ・ 米国は気候変動対策の研究分野で世界をリードしている。今後もこの分野に多額の投資を行う。 ・ 米国は2012年までにエネルギー効率を改善させる目標を掲げており、また、国際的なパートナーシップで成果をあげている。
(EU) スタブロス・ディマス 欧州委員会環境担当委員 ⁽²³⁾	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都議定書は、取り組みの第一歩に過ぎない。我々はポスト京都に目を向けなければならない。 ・ 先進国は、将来においても重要なコミットを実施すべきである。 ・ 途上国は、共通だが差異のある責任の原則に基づき、それぞれの能力に応じてコミットすべきである。 ・ 途上国での排出削減の手法は、それぞれの国の持続可能な開発を目的とするものである。
(日本) 小池百合子 環境大臣 ⁽²⁴⁾	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通だが差異のある責任のもと、すべての国が参加する実効ある枠組みが必要である。 ・ 先進国は今すぐ行動すべきである。 ・ 途上国も、明日ではないとしても、近い将来に参加しなければならない。 ・ これらは全て世界の結束を固めるための一つの道に過ぎない。
(中国) 王金祥 国家発展改革委員会 副委員長 ⁽²⁵⁾	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通だが差異のある責任が、温暖化に対するすべての国際的取り組みの基盤となるべきである。 ・ 取組は持続可能な発展の下で行われるべきである。 ・ 技術移転・技術開発促進と適応への対応が必要である。 ・ 先進国は技術移転のための資金提供を強化すべきである。
(インド) A.ラージャ 環境森林大臣 ⁽²⁶⁾	<ul style="list-style-type: none"> ・ インドの一人当たりの排出量は少ない。 ・ 経済と社会の発展、貧困撲滅が最優先課題である。 ・ 技術移転、技術開発のための先進国と途上国間の協力が必要である。 ・ インドは気候変動枠組条約で定められた責任とコミットを果たしつつ、持続可能な発展を進めていく。

（出典）注⁽²²⁾から注⁽²⁶⁾までに記載の資料をもとに作成

⁽²⁰⁾ Decision -/CMP.1 Consideration of commitments for subsequent periods for Parties included in Annex I to the Convention under Article 3, paragraph 9, of the Kyoto Protocol <http://unfccc.int/files/meetings/cop_11/application/pdf/cmp1_00_consideration_of_commitments_under_3.9.pdf>

⁽²¹⁾ 日本政府代表団資料 <<http://www.env.go.jp/earth/cop/cop11/hyoka.pdf>> から抜粋

⁽²²⁾ 国務省ウェブサイト内の press release <<http://www.state.gov/g/rls/rm/2005/57830.htm>>

⁽²³⁾ EUウェブサイト内の press release <<http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=SPEECH/05/769&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>>

⁽²⁴⁾ 小池百合子環境大臣ステートメント（環境省より入手）

⁽²⁵⁾ 財地球産業文化研究所ウェブサイト内から会議参加報告書（2005.12.27：参考文献資料）

<http://www.gispri.or.jp/kankyounfccc/pdf/COP11_COPMOP1_final.pdf>

⁽²⁶⁾ インド政府情報報道局ウェブサイト内の press release（2005.12.20）

<<http://pib.nic.in/release/release.asp?relid=14380&kwd=>>

参加を呼びかけ、中国やインドは、先進国から途上国への技術移転の必要性を強調した。しかし米国は、自国の取組をアピールするにとどまった。

5 会議の成果についての評価

両会議でのポスト京都の議論に関しては、当初から合意は難しいとの見方も多かった。そうした状況下で、ともかく「今後に向けた議論の場の設定」で各国が合意できたことは、最初のステップとして評価する向きが多い。R.キンリー気候変動枠組条約事務局長代行は、「これまでの温暖化対策の会議で最も成果を挙げた会議の一つ」と述べたうえで、会議での重要な決定として、まずポスト京都への道筋の確保を挙げている⁽²⁷⁾。

EUも両会議の成果を評価するとともに、記者発表では、今後も米国や途上国との協議を継続したいとの意向を表明した⁽²⁸⁾。わが国は、将来枠組みに関する3つのプロセスの合意（モントリオール行動計画、議定書第3条9、議定書第9条）について、「全ての国が参加する実効ある枠組みの構築につながる重要な第一歩となりうる」と総括している⁽²⁹⁾。

一方、米国は、会議開催中の会見⁽³⁰⁾で「自国の取組みが十分にアピールできたこと」「国

際的協力パートナーシップが必要であること」を強調したのみで、将来枠組みについての見解は特に示していない。

IV 新たな可能性

ポスト京都の議論で鍵を握っているのは、大量排出国の米国、中国、インドの動向であろう。これらの国は、会議では将来枠組みへの自国の参加に消極的な態度をとった。しかし、今後、新たな可能性がないとはいえない。

まず、米国の国内事情は、必ずしも「反京都議定書」で結束しているわけではない。モントリオールでクリントン前大統領が温暖化対策に消極的なブッシュ政権を批判⁽³¹⁾したことは、そうした事情を如実に示している。特に地方レベルでは、連邦政府とは明確に一線を画した動きがあり⁽³²⁾、こうした動きが連邦政府の政策に影響を及ぼす可能性も指摘されている。

他方、中国やインドでは、エネルギー安全保障、エネルギー効率の改善などが最重要課題であり、京都議定書が定める「クリーン開発メカニズム(CDM)」⁽³³⁾などを通じて、先進国からの技術導入を図りたいという強い意向がある。そうした事情からも、両国はモントリオールの会議を重視しており、特に中国は、今後の気

(27) 気候変動枠組条約事務局ウェブサイト内の press release <http://unfccc.int/files/press/news_room/press_releases_and_advisories/application/pdf/press051210_cop11.pdf>

(28) EUウェブサイト内の press release <<http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/05/473&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>>

(29) 環境省ウェブサイト内の日本政府代表団資料 <<http://www.env.go.jp/earth/cop/cop11/hyoka.pdf>>

(30) 米国国務省ウェブサイト内の press release <<http://www.state.gov/g/rls/rm/2005/57867.htm>>

(31) クリントン財団ウェブサイト等に同氏の演説が掲載されている。<<http://www.clintonfoundation.org/120905-sp-cf-gn-env-can-sp-remarks-at-montreal-event-coinciding-with-un-climate-change-conference.htm>>

(32) カリフォルニア州では、自動車からのCO₂を規制する法律を2009年から実施の予定。北東部9州も地域排出量取引制度を含む「温室効果ガス地域イニシアティブ」を実施。さらに全米179都市の市長が、京都議定書の米国の削減目標（90年比7%減）の達成で合意（松下和夫「EUは環境、米は経済重視」『Energy Review』25巻5号, 2005.5, pp.20-24.等を参照）。

(33) 先進国と途上国が共同で温室効果ガス削減プロジェクトを途上国において実施し、そこで生じた削減分の一部を先進国がクレジットとして得て、自国の削減に充当できる仕組み。

候変動対策に積極的に取り組む意向を表明している⁽³⁴⁾。

さいごに

今後のポスト京都の議論では、京都議定書採択時の議長国である我が国に積極的な役割が求められている。2005年3月には、衆参両院で「米国への議定書復帰の強い働きかけを行うとともに、中国及びインド、その他の途上国を含むすべての国が参加できる枠組みを構築するためのリーダーシップを発揮すること」をうたった国会決議も全会一致で採択されている⁽³⁵⁾。そして、地球温暖化の国際交渉は、環境立国としての日本をアピールするのにふさわしい場と

もなろう。

ポスト京都に関しては、国内でもいろいろな意見もあるが、「地球温暖化はまったなし」という共通認識のもと、確固とした国際戦略が必要な状況となっている。

【主要参考文献】

- 財地球産業文化研究所地球環境部『気候変動枠組条約第11回締約国会議（COP11）および京都議定書第1回締約国会合（COP/MOP1）参加報告書』2005.12 <http://www.gispri.or.jp/kankyo/unfccc/pdf/COP11_COPMOP1_final.pdf>
- 小池洋子「地球温暖化問題－京都議定書の発効とこれから－」『レファレンス』650号, 2005.3, pp.41-62.

（なかむら くにひろ 農林環境課）

⁽³⁴⁾ 中国外交部（外務省）ウェブサイト内の press release「中国は、議定書の『共通だが差異のある責任』の原則を堅持するが、これは中国が気候変動への対応に努力しないという意味ではない」「中国は今後、国内か多国的枠組みに関わらず、気候問題解決に向けて建設的な役割を果たしていく」とコメントしている（2005.12.8）。

<<http://www.fmprc.gov.cn/eng/xwfw/s2510/t225529.htm>>

⁽³⁵⁾ 第162回国会参議院本会議6号（官報号外）平成17年3月9日、第162回国会衆議院本会議10号（官報号外）平成17年3月10日